

市民の元気づくり講演会

宮家邦彦さんは、外交・安全保障に関する論客としてマスコミにも多数出演、元外交官として要職を歴任した経験をもとに国際情勢を分かりやすく講演していただきます。

【日時】11月7日(火)午後5時30分～7時

(午後5時開場)

【場所】市民会館202号室

【入場料】無料

【入場整理券取扱窓口】企画調整課企画係、市民生活課市民年金係、公民館、ふれあい健康センター、市民会館

【申込方法】10月2日(月)から、電話申込または入場整理券取扱窓口でチケットをお受け取りください。

※当日は手話通訳者がいます。



宮家邦彦さん

【申込・問合せ先】企画調整課企画係 ☎ ②3182

平成29年度 市政懇談会の開催

次の日程で9つの会場で開催します。都合のいい時間、会場に参加できますので、皆さんのお

越しをお待ちしています。

【日程】10月16日(月)午前10時・多

目的研修センター、午後6時・岡

山市民センター、23日(月)午後3

時・美園市民センター、午後6時・

三笠市民センター、26日(木)午後

固定資産の届け出と 家屋調査の実施

毎年1月1日現在の土地や家屋などの所有状況で、その年の固定資産税が課税されます。

29年中に家屋を新築、増築、取り壊し、一部取り壊しなどをした場合、またはその予定がある場合はご連絡ください。

なお、法務局に登録された場合は不要です。

また、調査員が市内全域の家屋調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。調査後に取り壊した場合などは確認できないことがありますので、課税誤りを防ぐためにも届け出てください。

【連絡・届出先】

▼登記済の家屋：札幌法務局岩

見沢支局 ☎ 0126・22・061

9(岩見沢市有明町南1-12)

▼未登記の家屋：税務財政課市

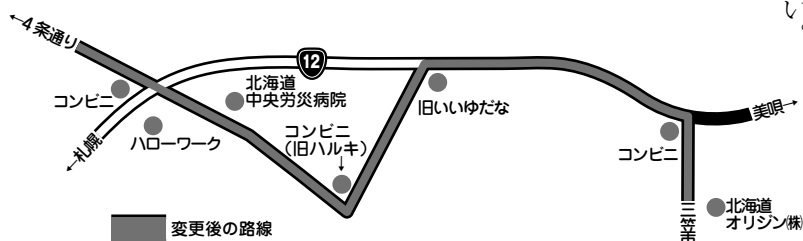
税係 ☎ ②3186

3時・山の手市民センター、午後6時・幌内市民センター、27日(金)午後3時・唐松市民センター、午後6時・幾春別市民センター、30日(月)午後3時・弥生市民センター
【問合せ先】企画調整課企画係 ☎ ②3182

中央バス三笠線の 一部路線変更

10月1日から、中央バス三笠線の岩見沢市内の一部で住宅街を経由する路線に変更されます。なお、ダイヤの変更や便数、料金の変更はありません。

路線変更に伴って、所要時間は3分延びますが、北海道中央労災病院やハローワーク岩見沢に近い場所にバス停が変更されます。詳しくは、お問い合わせください。



【変更前】新東町入口～森林管理署～労災病院前～4条東15丁目
【変更後】新東町入口～3条東18丁目～4条東18丁目～5条東18丁目～5条東17丁目～労災病院正門前～4条東15丁目

市民生活課からお知らせ

広報みかさ8月号でお知らせした養豚事業者への改善勧告は、7月31日を期限に勧告を行っていましたが、期限を過ぎた8月2日に養豚場の敷地境界で実施した臭気測定の結果、基準値を超過したため、悪臭防止法と化製場等に関する法律に基づき、市民生活課と農林課の職員が8月22日に施設の立ち入り調査、24日には㈱カーサからの聞き取り調査を実施しました。

その結果、改善勧告に従っていなかったと認められることから、9月19日に改善命令を行いました。

今後も臭気測定を行い専門機関などの意見を参考にし、事業者側へ改善指導を行っていきます。なお、立ち入り調査時の豚の飼育頭数は3,900頭でした。

【問合せ先】市民生活課環境衛生係 ☎ ②3189

【問合せ先】北海道中央バス(株)岩見沢ターミナル ☎ 0126・22・0761 / 市民生活課市民年金係 ☎ ②3187

全国統一防火標語「火の用心 ことばを形に 習慣に」

秋の火災予防運動(10月15日～31日)

暖房器具の使用とともに火災の発生しやすい時季を迎えるため、次のことに注意しましょう。



運動期間中、毎晩8時にサイレンを鳴らします。
このサイレンを合図に、火の元の点検をしましょう。



暖房器具の使用前点検

長い期間未使用だった煙突やストーブは、使用する前にストーブの本体や周囲、特に次の箇所に気を付けてください。

- ▶ 灯油のゴムホースのひび割れや接合部のゆるみ
- ▶ 煙突の固定や差し込み口付近

※使用する前に必ずストーブの周りに燃えやすいものはないか確認しましょう。

ガスこんろからの火災を防ぎましょう!

ガスこんろからの火災の多くは、調理中に電話がかかってきたり来客などでその場を離れて起きています。ガスこんろから離れるときは必ず火を消しましょう。



タバコ火災の防止

毎年、タバコは火災原因の上位を占めています。寝タバコ、歩きながらのタバコ、吸い殻の投げ捨ては大変危険です。必ず灰皿で火を消し、専用容器に捨てましょう。

住宅用火災警報器を設置していますか?

住宅用火災警報器は設置が義務付けられています。大切な家族や自分自身を守るためにも、まだ設置していない家庭は早急に設置しましょう。

住宅用火災警報器を設置された方は、消防署までご連絡ください。



【問合せ先】消防署消防係 ☎②3499

冬季休館・閉鎖のお知らせ

施設	休館期間	問合せ先
ミカサ・モダンアートミュージアム	10月16日(月)～30年4月15日(日)	社会教育課生涯教育係 ☎②3591
三笠鉄道村・三笠鉄道記念館	10月16日(月)～30年4月15日(日)	商工観光課商工観光係 ☎②3997
ファミリーランドみかさ遊園	11月1日(水)～30年4月28日(土)	商工観光課商工観光係 ☎②3997
三笠市パークゴルフ場 「サン・パーク」	11月中旬～30年4月中旬	サン・パーク ☎②8989(クローズまで) 社会教育課生涯教育係 ☎②3591(クローズ後)
運動公園内屋外体育施設 (陸上競技場、野球場など)	11月1日(水)～30年4月30日(月)	(株)三翔(指定管理者) ☎②3542